高知県小規模鶏舎整備事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号）第24条の規定に基づき、高知県小規模鶏舎整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助事業）

第２条　県は、畜産物生産基盤の維持、規模拡大及び強化を図るため、高知県土佐ジロー協会及び高知県土佐はちきん地鶏振興協議会（以下「補助事業者」という。）が行う小規模鶏舎整備事業（以下「補助事業」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象経費及び補助率）

第３条　補助事業の事業実施主体補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第４条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第１号様式による補助金交付申請書を１部知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第５条　知事は、前条第１項の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該交付の申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。）をするものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

(１) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。

(２) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

(３) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。

(４) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

(５) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(６) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

(７) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

(８) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

(９) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

(10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（補助の条件）

第６条　補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、補助事業の実施に当たっては、前条ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

２　補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前項の条件を付さなければならない。

３　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならない。

４　補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならない。

５　知事は、財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

（補助事業の変更等）

第７条　補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に別記第２号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を１部知事に提出して、その承認を受けなければならない。

(１) 補助金額が増額となる場合

(２) 補助金額を20パーセントを超えて減額する場合

(３) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

（補助金の概算払の請求）

第８条　補助事業者は、補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第３号様式による概算払請求書を１部知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し）

第９条　知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が第５条ただし書各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（実績報告等）

第10条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了後30日を経過した日又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに別記第４号様式による実績報告書を１部知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の４月15日までに提出しなければならない。

２　第４条第２項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、前項の実績報告書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　第４条第２項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、第１項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときには、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあっては、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）を別記第５号様式による消費税仕入控除税額等報告書により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条　知事は、前条第１項の規定による報告を受けた場合は、報告書の書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定内容に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（関係書類の保管）

第12条　補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、当該書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保管しなければならない。

（グリーン購入）

第13条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第14条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（委任）

第15条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

１　この要綱は、平成28年６月22日から施行する。

２ この要綱は、平成30年５月31日限り、その効力を失う。ただし、第６条第３項及び第４項、第９条、第10条第３項、第12条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。